

神奈川県労働保険指導協会だより

令和4年冬号

p2

勤怠集計&賃金計算を正しく行いましょう

法改正

p3

令和4年4月・10月 雇用保険料が変更
令和4年10月・令和6年10月 社会保険が適用拡大
令和4年4月・10月 育児休業に関する改正
令和4年4月 パワハラ防止措置義務化

月60時間を超える

p4~5

法定時間外労働の割増賃金率が5割以上

賃金に関すること

p6

月給の方も最低賃金以上か
社会保険料に変更があるか
ご確認ください

p7

令和4年10月より最低賃金が上がりました

p8

時間外労働とは残業のことですか？



令和4年第3期労働保険料の納期です
納期限までにご納付をお願い致します



当会にて社会保険（健康保険・厚生年金保険）のお手続きをしております。詳しくは当会へ。

☎ 045-625-3616 (代)

会長の西村がブログを更新しております。下記をご覧ください。
「西村治彦の日記」

社会保険に加入しましょう



経営者の方も
所得補償のある労災保険に
任意で加入すれば
安心です。

労災保険

1人でも従業員を雇っていれば
加入義務あり（強制）。当会の事業所様は、
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。



厚生年金保険

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入）



雇用保険

31日以上引き続き雇用が
見込まれ、
1週間の所定労働時間が
20時間以上の従業員（パート・アルバイト等を含む）
を1人でも雇っていれば加入義務があります。

雇用保険料が
令和4年4月&10月
に変更されました（3ページ）



健康保険

- 法人
従業員の人数を問わず強制加入
- 個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、等の一部の
業種は任意加入）

健康保険・厚生年金保険の
加入対象が段階的に広がります
詳しくは3ページ



当会では **窓口一つで 労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金のお手続きをしています**

下記は顧問契約が必要です（料金別途）

健康保険・厚生年金のお手続き
就業規則や労使協定の作成及び届出
助成金の申請
労務相談
給与計算、等



社会保険労務士 29名

西村治彦、原田淳也、
橋本宗太郎、津久井美知子、
西拓也、塩島英和、長和浩、
弓削学、松浦良介、西村由希恵、
武藤雅子、武藤真義、
鉦野真一、山崎勝則、菱野義将、
山崎千恵理、堀口晋作、
岩崎由帆、小山真史、有田公明、
榊原庄二、沼田敦、伊藤益弘、
萩原淳、山本隆史、林浩太、
齋藤慎、和泉智孝、神長寛人



西村社会保険労務士事務所の
所長の個人ブログを公開中

西村治彦の日記

検索

詳しくは当会まで

 **045-625-3616**

神奈川労働保険指導協会

検索



今月の基礎知識

2020年4月（大企業は2019年4月）より
時間外労働に上限が設けられています

Q. 時間外労働とは
残業のことですか？



A.

「残業」と「時間外労働」は似ていますが
イコールではありません。

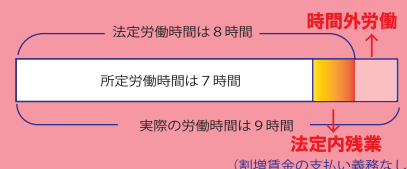
法定労働時間は、1週間で40時間（一部の業種
は44時間）、1日8時間までと定められています。この
法定労働時間を超える労働を「時間外労働」とい
い、労働基準法で禁止されています。

例えば、会社の就業規則で「1日の所定労働時間
は7時間」と定めている場合、7時間を超えたところ
から8時間までは法定時間外労働ではありません。
一般に、法定内残業といわれているものです。

時間外労働の割増賃金の支払い義務は生じません。

なお、法定労働時間を超えて労働させるには36
協定を労働基準監督署に届け出て、時間外労働に
対して通常の賃金の2割5分以上の割増賃金を支
払わなければなりません。

2023年4月より、月60時間を超える時間外労働
に対して、割増賃金を50%以上支払うことが義務
になります（中小企業の場合。大企業はすでに支払い義務あり）。



関連記事：

★「勤怠集計&賃金計算を正しく行いましょう」

→ 2ページ

★「月60時間を超える法定時間外労働の割増賃金率
が5割以上になります」→ 4～5ページ